

東京土建一般労働組合

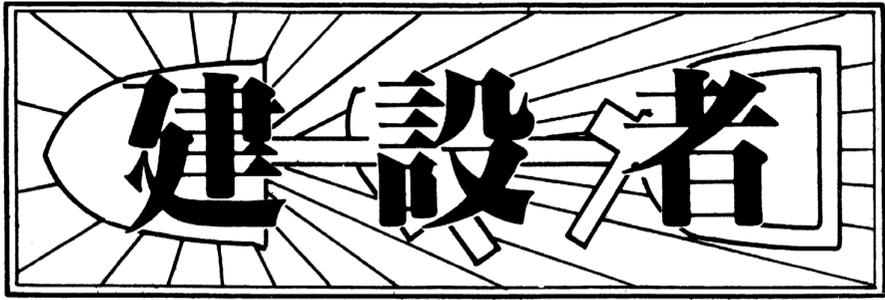
葛飾支部

〒124-0012 葛飾区立石8-34-4

電話 (5698) 1 2 6 1

FAX (5698) 1 2 6 2

発行人 関根伸正



今月の葛飾組織現勢

2021年1月1日	4,393人
加入	21人
転入	0人
脱退	43人
転出	4人
2021年2月1日現在	4,367人

2021年最初の対区要請行動 公契約条例案に労働者の一文を

公契約条例制定に向け、東京土建葛飾支部・東京建設従業員組合・首都圏建設産業ユニオンの3労組が2014年5月に葛飾地区協議会を立ち上げ、葛飾区の公契約に携わる労働者の適正な労働条件の確保に向けた運動を進めてきました。

葛飾区は、昨年12月7日に、公契約条例(素案)へのパブリックコメント(区民意見提出手続)を募集しました。条例の内容は、理念型の公契約条例で、労働者に対する条文(賞金条項等)がないもので作られているものとなっています。これを受けて、1月5日(火)区議会簡井議員の紹介で総務部長および、契約管財課長へ、協議会としての公契約条例に対する要望書を提出しました。葛飾支部からの参加は、及川委員長と森担当書記の2人でした。

区に対しては、条文に労働者への適正な労働条件の確保

の文言を入れ込んでほしいという要望書を提出しました。今回理念型の条例での議会提出となりますが、簡井議員からは、これで終わりではなく、これから作り上げていくという力強い発言もいただいています。協議会及び葛飾支部として今後さらなる運動の積み重ねを進めていきます。

自治体キャラバン

早期に公契約条例の中身の構築を訴える

1月18日(月)東京春闘共闘会議主催で行う自治体キャラバン行動をウイメンズパルで開催しました。今年は、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、葛飾支部からの参加は2人でした。

葛飾区からは、人事課長の文言を入れ込んでほしいという要望書を提出しました。今回理念型の条例での議会提出となりますが、簡井議員からは、これで終わりではなく、これから作り上げていくという力強い発言もいただいています。協議会及び葛飾支部として今後さらなる運動の積み重ねを進めていきます。

葛飾区からは、人事課長・契約管財課長・産業経済課長・商工振興課長・すぐやる課長の5人が出席しました。葛飾区に対しては、大きく3つの要請①自治体としてディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を補償するための要望、②自治体が発注する公共工事や公共調達、民間委託・指定管理者制度の事業に従事する労働者に公正な賞金・労働条件を補償するための要望、③中小企業労働者の労働条件、福利厚生、地元企業振興などの要請を出し、その回答をもらう形で進行了しました。

特に、東京土建としては公契約条例制定に向けて運動を進めてきており、今年4月にその条例が制定される方向

であることを受け、②の項目、特に公契約条例制定についての要請をしました。

葛飾区に対しては、大きく3つの要請①自治体としてディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を補償するための要望、②自治体が発注する公共工事や公共調達、民間委託・指定管理者制度の事業に従事する労働者に公正な賞金・労働条件を補償するための要望、③中小企業労働者の労働条件、福利厚生、地元企業振興などの要請を出し、その回答をもらう形で進行了しました。

特に、東京土建としては公契約条例制定に向けて運動を進めてきており、今年4月にその条例が制定される方向

の文言を入れ込んでほしいという要望書を提出しました。今回理念型の条例での議会提出となりますが、簡井議員からは、これで終わりではなく、これから作り上げていくという力強い発言もいただいています。協議会及び葛飾支部として今後さらなる運動の積み重ねを進めていきます。

建設業は高齢化が他産業より進んでいること、公共工事設計労務単価と実際の賞金との乖離、事業を継ぐ後継者問題などをあげ、公契約条例制定が、魅力ある産業にするために必要であることを訴え、早期に条例の中身の構築をお願いしました。

また、建設業で利用されている退職金制度である建退共については、現在葛飾区は元請に対して、購入実績や貼付実績を求めておらず、把握していない状態であることにつ

3月末は新年度の保険証交付の時期です。分会ごとに交付日時が異なりますので、2月の群会議で役員さんにご確認をお願いいたします。当日、受け取りに行けない方は、役員さんもしくは、葛飾支部へご相談ください。

③の項目では、新型コロナウイルス感染症拡大に対応した区内の中小業者向けの支援策の回答(左記)がありました。

・新型コロナウイルス対策緊急融資において、区が信用保証料の全額負担及び全部利子補給とし、令和3年3月31日まで延長。

毎年行っている自治体キャラバンでの交渉だけでなく、区に対しては、より多くの接点を作りながら東京土建葛飾支部の要望を出していきたいです。

必須です。未納や滞納がある方はご注意ください。納入状況は支部までお問合せください。

オリピックの年はうるう年。太陽の周りを地球が一周する1年は、365日ではなく、実際は365.24日。1年で約6時間ずつ増えていく時間を調整するために、4年に一度2月に1日を足して29日になっている。新型コロナウイルスが世の中を混乱させた1年は実際は通常年より1日多かったということか。

2020年はオリピック開催を今年に延期とはしたが、本日に開催ができるのであろうか。菅首相や小池都知事は開催という方向だ。開催する方向で考えた場合、観客数について3つのシナリオ、①上限なし、②50%、③無観客を想定している。この判断について政府は、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、3月末に最終判断をする方針を出している。新型コロナウイルスの状況次第、慎重な判断が求められる。

組合においても年度初めは支部方針を決める支部定期大会など、組合運動を進めるうえで重要な期間でもある。新型コロナウイルスの影響を受け、生活が大変な仲間へ寄り添える方針が求められるところだ。多くの組合員が「組合に所属して助かった。良かった。」と言われる組合づくりにできるような東京土建でありたい。昨年の秋の拡大月間では、感染予防を取りながら組合員訪問を重ねてきた。仲間増やしと同時に、対話の中で生活に困ったことへの聞き取りも進めてきたところだ。

第68回葛飾支部定期大会告示

第68回葛飾支部定期大会は、21年4月11日(日)に、テクノプラザかつしかで開催します。

◆代議員および特別代議員定数について
21年2月1日付人員(1月25日登録人員)で確定します。

○代議員(基礎代議員1人に加えて、分会人員40人に1人(端数21人以上で1人追加))

青年部・女性の会・建長会より各1人

○特別代議員(分会・青年部

・女性の会・建長会より各2人

※支部四役、常任執行委員、執行委員も分会代議員数の中に含まれます。

◆大会諸役員
各分会より一名を選出し、登録。各委員長は互選で決定。

◆役員立候補および定数
委員長(1) ※中執兼任副(4)

書記長(1)
同次長(3)

常任執行委員(9)

会計監査(2)
執行委員(分会長及び副分会長または分会書記長)は分会選出とします。

※会計監査を除いた以上の役職は、21年4月1日現在、満65歳未満とし、副分会長または分会書記長で執行委員に選出される場合は21年4月1日現在、満70歳未満とします。

※立候補の切りは2月25日(木)午後5時まで支部に所定の用紙に必要事項を記入、捺印して提出してください。

◆大会表彰
所定の用紙に記入して2月25日までに支部に提出。以上詳細は支部執行委員会を通じて分会にお知らせします。不明の点は大会事務局までお問合せください。

※開催については、今後の新型コロナウイルスの状況次第で、支部定期大会の縮小開催・代議員・特別代議員定数など変更することもあります。

来月は保険証交付です

3月末は新年度の保険証交付の時期です。分会ごとに交付日時が異なりますので、2月の群会議で役員さんにご確認をお願いいたします。当日、受け取りに行けない方は、役員さんもしくは、葛飾支部へご相談ください。

新年度の保険証は、未納や滞納があると受け取れませんが、3月に納入する4月分までの組合費・保険料の納入が

必須です。未納や滞納がある方はご注意ください。納入状況は支部までお問合せください。

必須です。未納や滞納がある方はご注意ください。納入状況は支部までお問合せください。

必須です。未納や滞納がある方はご注意ください。納入状況は支部までお問合せください。

必須です。未納や滞納がある方はご注意ください。納入状況は支部までお問合せください。

必須です。未納や滞納がある方はご注意ください。納入状況は支部までお問合せください。

必須です。未納や滞納がある方はご注意ください。納入状況は支部までお問合せください。

